

組合ホームページでも随時
情報発信中ですので是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード



新緑がまぶしい爽やかな初夏の風を感じる季節となりました。これから日が経つにつれ
気温も徐々に上がっていくかと思えます。

本格的な夏を迎える前にウォーキングなどの汗をかく運動で体を暑さに慣れさせ、早めの
熱中症への備えをしてみたいはいかがでしょうか。



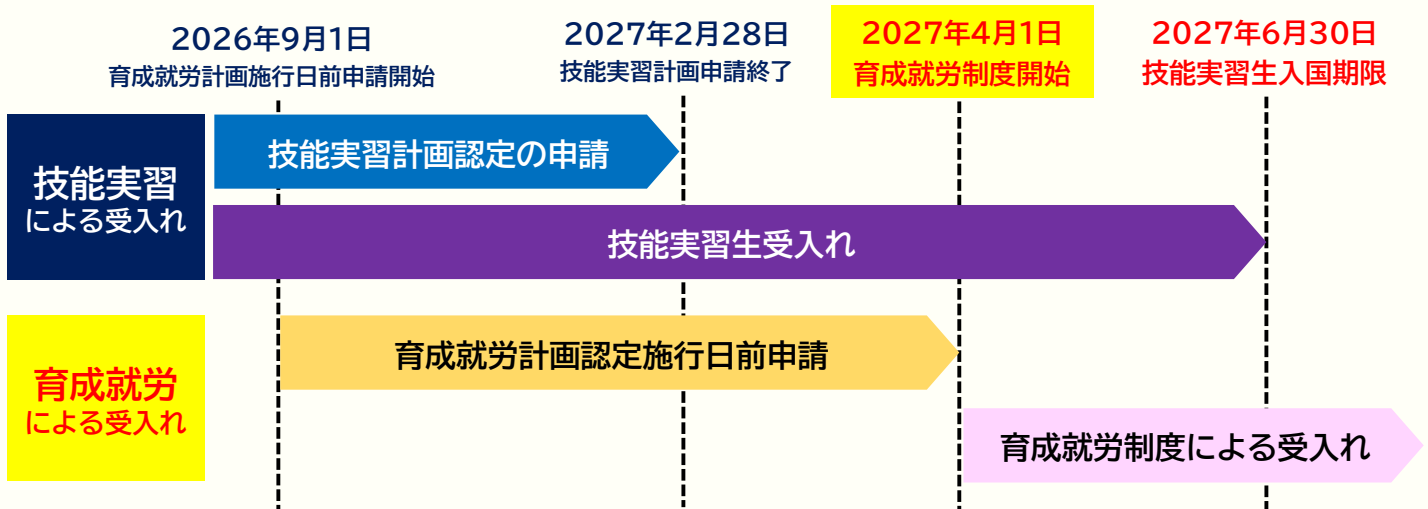
育成就労制度施行 まであと11ヶ月 技能実習から育成就労への切り替えと変更点について

育成就労制度が2027年4月1日に施行となります。「新規の受入れの切り替え
スケジュール」「受入れに関する新しい条件」「育成就労での転籍制限」について
ご案内をさせていただきます。



◆技能実習での受入れと育成就労での受入れの切り替えスケジュール

新規の技能実習計画の申請は2027年2月28日まで、新規の技能実習生の受入れは
2027年6月30日までとなっております。2027年7月1日からは、それ以前に技能実習制度
で在留資格認定を受けていても入国できず、育成就労制度での再申請を行う必要があります。
育成就労制度計画認定については2026年9月1日より受付となり、2027年4月1日の制度
開始より申請結果の通知が開始となる予定です。



◆育成就労制度による受入れの条件について(技能実習制度からの主な変更点)

- ・育成就労制度は特定技能制度と同様に「分野別運用方針」があり、分野や業務区分の独自の
上乗せ要件を満たす必要があります。また、分野別協議会への加入も必要となります。
- ・育成就労計画では必須業務を全体の1/3以上、安全衛生業務を1/10以上行わせる。
- ・育成就労責任者・育成就労指導員・生活相談員の全員が過去3年間以内に養成講習を修了し
た者であることが条件となります。(当分の間は技能実習制度の養成講習で代替予定)

◆転籍制限期間について

- ・転籍制限期間は1年の分野と2年の分野に分かれます。このうち2年の分野については制限
の期間が延長される代わりに分野ごとに設定される昇給率によって召集させるなどの上乗
せ基準を満たす必要があります。

転籍制限期間が1年の分野	転籍制限期間が2年の分野
ビルクリーニング・宿泊・農業・漁業・林業 木材産業・鉄道・リネンサプライ・物流倉庫	介護・建設・造船・船用工業・自走者整備・外食業 工業製品製造業・飲食料品製造業・資源循環

■特定技能と育成就労の受入れ人数上限と特定技能外食業の上限到達について

特定技能・育成就労制度では各分野において受入れの上限が設定されています。

ニュースなどにもなりましたが、**特定技能の外食業についてはこの上限に達する見込み**となったことで**4月13日をもって新規受付が終了**となりました。

他分野についてはすぐに上限となるものではありませんが、受入れをお考えの際には上限数があることもお考えにいただければと思います。

分野名	育成就労 2029年3月末までの受入れ上限人数	特定技能1号 2029年3月末までの受入れ上限人数
介護	33,800	126,900
ビルクリーニング	7,300	32,200
工業製品製造業	119,700	199,500
建設	123,500	76,000
造船・船用工業	13,500	23,400
自動車整備	9,900	9,400
航空	(対象外)	4,900
宿泊	5,200	14,800
自動車運送業	(対象外)	22,100
鉄道	1,100	2,900
農業	26,300	73,300
漁業	2,600	14,800
飲食料品製造業	61,400	133,500
外食業	5,300	50,000
林業	500	900
木材産業	2,200	4,500
リネンサプライ	3,400	4,300
物流倉庫	6,900	11,400
資源循環	3,600	900
合計	426,200	805,700

■労働保険の年度更新をお願いします

皆様のお手元に労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新の封筒が届いているかと思います。



原則、各受入れ企業様が更新を行っていただくこととなります。**6月1日(月)~7月10日(金)**が受付期間となっておりますので忘れずに対応していただくようお願いいたします。

もしご不明な点がある場合には、組合へお問合わせください。

■特定技能定期届出について

特定技能外国人を受入れている特定技能所属機関(受入れ企業)は年に1回の定期届出を実施していただく義務があります。

2024年度までは3か月に1度の届出でしたが、2025年度より年に1回の届出に変更となり、取りそろえる書類なども変更となりました。

今回は**2025年4月1日から2026年3月31日までの期間の報告を2026年5月31日までに届出**する必要があります。届出を行わないと受入れ停止となってしまいます。

届出については特定技能者の労働条件や賃金などの情報をとりまとめて書類を作成する必要があります。

また、届出の際に添付する書類については、一定の条件を満たしてオンラインによる届出を行う場合と、条件が満たせない又は郵送で行う場合に取り揃える書類が変わります。ご不明な点があれば組合へお問合わせください。

◆特定技能定期届出作成について

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001454514.pdf>



■技能実習移行対象職種の追加について

2026年4月10日に技能実習に新しい職種として「**かばん製造**」と「**化粧品製造**」が追加となりました。

かばん製造については技能実習2号までの実習が可能となります。

■組合へのLineでのご連絡について

弊組合では公式Lineを開設しております。

お友達登録の際には、右の登録QRコードをご利用ください。



◆公式Lineの利用例

- 組合より実習実施者の皆様へお願いする諸書類の送付(責任者講習修了証、36協定書、賃金台帳等)
- 技能実習生の顔写真の送付

今後の行事予定

5月1日(金)	技能実習生配属(インドネシア・ベトナム)
5月1日(金)	入国前説明会
5月7日(木)~ 5月19日(火)	組合による監査
5月12日(火)	技能評価試験:耕種農業(初級) 場所:成田国際文化会館
5月15日(金)	技能評価試験:水産加工(初級) 場所:海上地区コミュニティセンター